

第52回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成27年6月18日

開催場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

第52回大阪府環境審議会

平成27年6月18日

司会（紀田総括主査） 皆様、おはようございます。長らくお待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから第52回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは環境農林水産部環境農林水産総務課の紀田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から挨拶申し上げます。

石川環境農林水産部長 改めまして、おはようございます。大阪府環境農林水産部長の石川でございます。本日は、第52回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から環境行政をはじめ、府政の各般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

本日は、審議事項が4件、また報告事項が7件、たくさんの項目になっております。限られた時間でございますけれども、大変恐縮ではございますけれども、ご審議のほうをよろしく願い申し上げます。

このうち、2件について、少しご報告、ご説明をさせていただきます。

諮問事項の1つ目でございます。循環型社会推進計画の策定についてでございますが、これは、現計画の期限到来によりまして、次期計画の策定が必要であるということに加えまして、国の基本方針に非常災害時における廃棄物の減量や適正な処理に関する事項が追加される予定となっております。こういう新しい視点を盛り込んだ議論をせよということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、2点目でございますが、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の

あり方についてでございます。本年2月の国の基本計画の大幅な変更に伴うものでございますけれども、その中では、地域の実情に応じた水質管理という新たな観点が追加されたところでございます。このように、近年、社会情勢の変化などに伴いまして、各計画や方針等に新たな視点や観点が盛り込まれてきておる状況でございます。本日はそういったこともございまして、例年より多くの項目が上がっておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告事項としては、この間、各部会で熱心にご審議をいただきました項目について、部会長の先生方からご報告を賜りますとともに、本審議会でご意見をいただきましたものについて、その後の本府の取り組みについて報告をさせていただきたいと考えております。委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会 それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、その議事次第の裏面に資料一覧を記しております。次に、配席表をお配りしております。その次が、大阪府環境審議会の委員名簿となっております。なお、この委員名簿、ホチキスどめしておるんですけれども、非常に申しわけございませんが、2ページ目が裏表逆にホチキスをとじてしまっております。申しわけございません。続いて、環境審議会条例で、その次に出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支払い手続に際しまして出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですけれども、この出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いを申し上げます。なお、この出席確認票はお帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付しております資料でございます。資料1-1及び資料2-1は、本日諮問をさせていただく諮問文の写しでございます。また、追加の資料としまして、資料7-3、あわせて、資料4については修正がございましたので、改めてお配りをしてございますので、こちらの資料をごらんいただきたいと思っております。その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりでございます。

続きまして、昨年11月に開催しました第51回環境審議会以降に新たにご

就任をいただきました委員のご紹介をさせていただきます。

大阪大学大学院教授の近藤委員でございます。

近藤委員 よろしく申し上げます。

司会 大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長の福本委員でございます。

福本委員 福本です。よろしく申し上げます。

司会 なお、大阪商工会議所常務理事・事務局長の児玉委員でございますが、
本日はご欠席でございます。

続きまして、大阪府議会議員の永野委員でございます。

永野委員 よろしく申し上げます。

司会 中司委員でございます。

中司委員 中司です。よろしくお願いたします。

司会 うらべ委員でございます。

うらべ委員 うらべです。よろしくお願いたします。

司会 富山委員でございますが、まだお見えにはなられておりません。

続きまして、山下委員でございます。

山下委員 山下です。よろしく申し上げます。

司会 その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元の配席表
にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち33名の方の
ご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定
に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、諮問事項が2件ございますので、資料1-1、資料2-1により、
大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

石川環境農林水産部長 それでは、私のほうから知事の代理として諮問文をお
渡しさせていただきます。

まず1件目でございます。

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様

大阪府知事 松井一郎

循環型社会推進計画の策定について（諮問）

環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）に基づく環境総合計画（平成23年3月策定）の資源循環分野の実行計画である標記計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

なお、標記計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画に位置づけられており、廃棄物処理計画の策定にあたっては、同法第5条の5第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めることとなっております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2件目でございます。

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様

大阪府知事 松井一郎

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願ひ申し上げます。

司会 それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

奥野会長 改めて、おはようございます。

先ほどご案内ありましたように、今日の議題を数で見るとすごくたくさんあるので、ちゃんといけるかなという、ちょっと心配がありますが、内容的には多分大丈夫だと思ひますので、忌憚のないご意見をお伺ひするというこゝで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最初に、ただいま諮問を受けました件からまいります。まず、審議事項の1番目、循環型社会推進計画の策定についてということで、内容について、事務局のほうから説明お願ひいたします。

中西産業廃棄物指導課長 循環型社会推進室産業廃棄物指導課長の中西でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料1-1から1-3によりましてご説明申し上げます。失礼して、座らせていただきます。

ただいまの諮問文の資料1-1の裏面のほうでございますが、こちらに諮問の趣旨を記載してございますけれども、後の資料と重複するところが多分に

ございますので、ここでは概略だけ触れさせていただきます。

今回諮問させていただきます循環型社会推進計画は、従前は廃棄物処理計画として策定していたものでございますけれども、現在の計画から、環境総合計画の資源循環分野の実行計画という性格も持たせるということで、環境審議会のご答申を踏まえまして、平成24年3月に策定をいたしたところでございます。この計画が本年度を最終年度としておりますことから、切れ目なく施策を推進していくため、平成32年度を目標年度とした新たな循環型社会推進計画の策定に当たり、意見を求めるものでございます。

まず、現行の計画の概要と現状、課題などについて、A3横長の資料1-2のほうでご説明をさせていただきます。

資料の上段に計画の概要をお示ししております。まず、計画の位置づけでございますが、まず1点目といたしましては、先ほど来申し上げております大阪府環境総合計画の資源循環分野の実行計画であるということでございます。それから、2点目といたしまして、廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画、法定計画の位置づけがあるということでございます。それから、3点目といたしまして、大阪府循環型社会形成推進条例に基づきます基本方針、それから行動指針に当たると、この3つの性格をあわせ持つ計画としております。

これにつきましては、次の1-3にその関係をお示ししておりますので、少しこちらをごらんください。それぞれの関係をこれで説明してございますけれども、ここでは、この資料の一番下のところをごらん願います。

都道府県の廃棄物処理計画としましては、法律によって必要な事項が定められております。それに基づいて、具体的な削減目標であるとかいったような項目は国の基本方針により示されるということになっており、この国の方針とも整合する計画というふうにしていく必要がございます。その中で、今般、この⑤のところでございますけれども、非常災害時における事項ということ盛り込むべしという方針が閣議決定されたところが新しいところでございます。

もう一度、A3の資料にお戻りください。上段のところの次の計画期間でございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、23年度から始まりまして、本年度が5カ年計画の目標年度、最終年度ということでございます。その右側に目指すべき循環型社会の将来像というものを記載してございますが、

これは環境総合計画の資源循環分野とも相通ずるものでございまして、将来の大きな社会像といったものを示してございます。この将来像に向かいまして、その右側に書いてございますように、施策の基本方針といたしまして、リデュース・リユースの推進、リサイクルの推進、リサイクルの質の確保と向上、適正処理の推進、この4つを掲げて施策を進めてきたところでございます。

続きまして、中段のところでございます。現状と課題についてご説明いたします。

左側に現状をあらわしたグラフを示してございます。上段が一般廃棄物、下段が産業廃棄物ということでございます。ここでは、これまでの計画の目標年度でございます平成12年、17年、22年の実績値を示しており、一番右側のところ、点々で表現しておりますところが今の計画におきます平成27年度の目標値ということになります。この棒グラフは、まず処分の内訳といたしまして、下の濃いところが再生利用、それから中段の点々で表現しているところが減量化量、それから、一番上の白抜きところが最終処分量をあらわしてございまして、全体の合計量が排出量ということになります。

まず、上の一般廃棄物でございますけれども、このグラフからわかりますところは、平成12年度から見ますと、排出量が削減しているということ。また、最終処分量についても、平成12年度から25年度にかけて、約5割削減しているということでございます。これは、市町村による家庭ごみの有料化であるとか、容器包装リサイクル法に基づく分別収集などの取り組みが進んだことによるものと考えてございます。

下の産業廃棄物につきましても、排出量が全体として減少してきており、最終処分量は12年度から22年度にかけて、約7割削減してございます。これは、過去に最終処分量が多かった建設系の廃棄物、これが建設リサイクル法により削減されたことなどが大きな要因と考えてございます。一方で、グラフの一番下の色つきの部分、再生利用量、すなわちリサイクルの量でございますけれども、あわせてここでは、括弧内でリサイクル率という形で、率の形で示してございますけれども一般廃棄物、産業廃棄物とも、平成12年度から17年度にかけては上昇が見られたんですが、それ以降はほぼ横ばいの状態が続いているということがございます。

これらの現状を踏まえました課題と考えておりますのは、まず一般廃棄物については、紙ごみなど、資源化できるごみは焼却しないとといったこと。それから、産業廃棄物については、再生利用できるものについては焼却や最終処分せずに、可能な限りリサイクルするなど、いずれも、さらに3Rを進めていく必要があるのではないかと捉えております。

また、今、この棒グラフの形でご説明をいたしたところなんですけれども、この指標というものが3Rの取り組みの進展をわかりやすくあらわしているかということを考えてございます。このあらわし方は、先ほど説明いたしました国の基本方針に沿いまして、廃棄物の排出量と最終処分量、再生利用率といった目標、指標を定めているということでこういう取りまとめをしておりますけれども、例えば一般廃棄物でございまして、先ほど申しましたように、リサイクル率が17年度からあまり向上していないということで、取り組みが進んでいないようにも見えるという結果になります。実際の取り組みの成果、あるいは課題ということが、この指標だけではわかりにくいところがあるのではないかと考えております。このため、府民、事業者、市町村の取り組みをより反映した指標が必要なのではないかと考えているところでございます。

その右側については、今回、新たな計画を策定していく上で、特に考慮すべき事項等について記載してございます。

まず、東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害時に生じる廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための備え、あるいは最終処分場の厳しい状況について対応していくことが必要と考えてございます。また、今後の社会情勢の変化といたしまして、人口減少や高齢化の進展ということがございます。また、経済状況の変化による建物の更新事業といったことについても、将来を見通して考えていく必要があると考えてございます。

そして、一番下の部分でございまして、まとめでございまして、今回ご審議いただく次期計画につきましては、ただいま説明してまいりましたように、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの進展、課題を踏まえ、将来像に向け、新たな循環型社会推進計画を策定するというところでございます。

計画期間につきましては、現計画が平成27年度までとなっておりまして、次期計画は平成28年度から32年までの5カ年と考えてございます。

最後に、スケジュール（案）でございますけれども、本日諮問をさせていただきましたが、事務局といたしましては、検討に当たりましては専門部会を設置していただいた上で、部会において、5回程度、集中的にご審議をいただいた上、ご答申をいただきたいと考えております。その後、大阪府で計画案を作成、パブリックコメントを経て、来年5月ごろを目途に次期計画を策定したいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

奥野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問を受けました最初の説明に対しまして、何かご意見、ご質問、あるいはコメント、皆様のほうからございませんでしょうか。はい、先生どうぞ。

針原委員 弁護士会の針原です。どうぞよろしくお願いいたします。

非常に基本的な質問で申しわけないんですが、今回、考慮すべき事項として、「東日本大震災の教訓を踏まえ」とありますけど、その教訓というのを具体的に少しご説明していただければと思います。

奥野会長 事務局のほうでお願いできますか。

西村資源循環課長 失礼いたします。事務局の資源循環課長でございます。

東日本大震災のときにおきましては、倒壊された建設物件の処理とか、そういった形で、かなり広域的なものとか、実際は、それが市町村で処理できるものかといったことで、かなり課題というものができたと思います。こういったものが今後の処分量とか、そういったところにも関係するかと思いますので、こういったことをまた今後、配慮すべき事項という形で検討しているということでございます。

奥野会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんですか、何かコメント。

はい、どうぞ、矢野先生。

矢野委員 大阪府医師会の矢野でございます。

水銀の廃棄のことで、ちょっと大阪府にもお願いしたいのです。水俣条約を受けまして、医療のほうで使っております水銀の血圧測定器、それと水銀の体温計の処理で、今、大変問題になっておりまして、東京都とかは東京都医師会

がやっておられまして、今のところ、体温計1本につき1,080円で廃棄されるらしいんですが、血圧計は2,160円ですか。これが、来年以降はもっと高くなる、また廃棄も難しくなるという情報がありまして、今、大阪府医師会ではそれについていろいろ働いておりまして、大阪府さんもお協力いただいているんですが、府民とかほかの病院、それと介護施設にもたくさん水銀の医療機器があると思いますので、そちらのこともちょっと大阪府さんでも考えていただけないでしょうか。

以上です。

奥野会長　　ちょっとコメントございますか、事務局のほうで、大阪府として何か一言。

児林事業所指導課長　　申しわけございません。環境管理室事業所指導課長の児林と申します。

今おっしゃいましたように、各医院ごとに水銀が使用されているから、広く存在するというところで、今、例示されました東京都の医師会さんのように、集約して、医師会さんが集めるというご提案をされていまして、現在、大阪府医師会さんのほうから我々は提案を受けていますので、それは実は大阪府だけでなく、市の行政とも調整しているところでございます。できるだけ、各医院の方が適正に処理できるように、しかもわかりやすく処理できるように検討してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

奥野会長　　よろしく申し上げます。特に、府民に対する配慮とかそういうことも。

ほかにございませんですか。よろしいでしょうかね。流れとしては、全体の流れで5年たったので、ここで政策的にもう少し考えましょうということで諮問を受けていますので、あんまり大きな問題はないかなと思うんですけど、私ちょっと、循環型社会とだけ書いてあると、これって何か廃棄物というのは一言も出てこないよねという印象を持っているんですけど、5年前に循環型という言葉が使われ出したときは、かなり廃棄物というのが前面に出ていまして、今は循環型社会というと、生物も人間も社会も全部、そういうことなので、すごい仰々しい名前だねと、私はそういう印象を持っているんですけど、ただ、この中身は廃棄物を中心に政策的に考えるということなので、ご理解いただき

たいと思います。

これは諮問を受けていますので、集中的に議論して答えないといけないんですが、いつもお願いしていますとおり、これをこの委員会で全部やっていると大変ですので、環境条例の第6条第2項に規定しております専門部会を設けるという方法を使いたいと思いますので、その専門部会をこういうふうに持ちたいということで、事務局のほうから簡単に提案していただけますか。

中西産業廃棄物指導課長 資料1－4でございます。それとあわせまして、別途お配りしております審議会条例のほうを照らし合わせていただければと思います。

まず、資料1－4の大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会運営要領（案）をご説明いたします。

第1の趣旨でございますけれども、この部会は、循環型社会推進計画の策定についてご検討いただくため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。部会を設置できるという規定に基づくものでございます。

次に、第2の組織についてでございますけれども、(1)では、会長に指名していただきます委員及び専門委員で組織するということとしておりまして、加えて、部会長が必要と認める場合は、オブザーバーとして関係者の出席を求めることができるというふうにしてございます。①におきまして、審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、すなわち学識経験者の委員4名程度、②において、審議会条例第3条第2項に規定する専門委員を4名程度ということで、審議会の会長が指名する者で組織するということを規定してございます。また、同審議会条例第6条第4項で、部会に部会長を起し、審議会の会長が指名する委員がこれに当たるということが定められておりますが、(2)で部会に部会長を置くこと、(3)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することを規定してございます。

次に、第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを、部会については、2分の1以上の出席がないと会議の開催ができないということを規定してございます。

それから、最後に、第4の補則でございますけれども、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が定めるということを規定してございます。

以上が、部会の設置、組織及び運営に対する提案でございます。よろしくお願いたします。

奥野会長 初めの方もしゃると思いますが、丁寧にいきたいと思いますが、こういう専門部会を設けて、そしてそこで集中的に審議していただいて、ここに報告していくという方法で、今、提案していただきました要領に沿ってまいりたいと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。質問よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 じゃ、皆さんにご了解いただいたということで、そういうふうに進めさせていただきたいと思えます。ですから、進め方と要領とをお認めいただいたということでさせていただきますので。

会長が指名するという形になっておりますので、委員の選定につきましては、私と事務局のほうにお任せさせていただきたいと思えます。また報告させていただきますので、よろしくお願しいたいと思えます。どうもありがとうございました。

第1番目の諮問事項については以上でございます。

2番目も諮問事項なので、やり方としてはほぼ似た感じでいきたいと思えますが、まず、この瀬戸内海環境保全に関しまして、国の方針が2月に出ています。それに応じて、瀬戸内海に面する都道府県が一斉にこれに対応することをやらないといけないといえますか、やることになっておりますので、そのあたりを簡単にご説明いただきたいと思います。

片山環境保全課長 環境管理室環境保全課長の片山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料2-1、諮問文でございます。それと資料2-2、A3横長の資料でございますが、これにつきましてご説明申し上げます。失礼して座らせていただきます。

初めに、資料2-1、諮問文の裏面をごらんください。諮問の趣旨をまとめております。

大阪湾を含む瀬戸内海の環境保全につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきまして、国が環境保全の目標や講ずべき施策等の基本的方向を示します基本計画を策定いたしまして、大阪府を含む瀬戸内海関係13府県はこの基本計画に基づき、各府県で実施すべき施策について、それぞれ府県計画を策定して取り組みを進めてきたところでございます。

その結果、COD、窒素、りんといった海域へ流入する負荷量は着実に削減され、水質の改善が進んでまいりましたが、大阪湾を含む一部の湾・灘では、依然としてCODの環境基準を達成していない地点があり、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られるところです。また、生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性でありますとか、多様な魚介類が豊富に持続してとれる生物生産性等の新たな課題への対応も必要と指摘されているところでございます。

このため、本年2月に国の基本計画が全面的に変更されました。変更に当たりましては、豊かな瀬戸内海を目指し、新たに湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理や水産資源の持続的な利用の確保といった観点が盛り込まれますとともに、計画の期間をおおむね10年とし、施策の進捗状況について点検を行うこととされました。

このような状況に鑑みまして、変更されました国の基本計画と大阪湾の状況を踏まえた瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

次に、A3の資料2-2をごらんください。

左上に諮問の趣旨といたしまして枠囲みをいたしておりますが、このうち、背景につきましては、今申し上げましたことの要点を書いておりますので、省略をさせていただきます。その下の諮問事項の中で、「大阪湾の状況を踏まえた」というふうにございますが、次にその大阪湾の状況についてご説明を申し上げます。

資料の右側をごらんください。

まず、左側の汚濁負荷量でございますが、大阪湾の流域で発生しております汚濁負荷量は、現時点でデータがそろっております平成16年度から21年度にかけて、表にございますとおり、COD、窒素、りんとも10%以減がされております。次に、右側をごらんいただきまして、CODの水質でござい

ますが、環境基準の達成率は、近年約67%と横ばいになっております。一方、表層の年平均の値を見ますと、下のグラフにございますとおり、測定を始めた1970年代と最近を比較いたしますと、海域によって差はございますけれども、1リットル当たり数ミリグラム程度減少しているという状況でございます。

次に、その下、窒素とリンの状況でございます。窒素とリンにつきましては、平成22年度以降、左側に示しております3つの水域とも環境基準を達成しております。グラフでお示ししておりますのは窒素の経年変化でございますが、左側は湾奥部のⅣ類型、右側は湾の中央から湾口にかけてのⅡ類型で、グラフの黒三角は全窒素を、白丸は水中に溶けております無機態の窒素をそれぞれ示しております。ごらんいただきますとおり、いずれの年度におきましても、Ⅳ類型のほうがⅡ類型よりも濃度が高く、また経年的な減少率も大きくなっておりまして、海域によって栄養塩の水質の状況がかなり異なっております。こういった状況は、リンにつきましても同様でございます。

その下、底層のDO、溶存酸素でございます。グラフは底層DOの各年度の最小値を見やすいように平滑化したものですが、AからCのいずれの類型におきましても、長期的にはおおむね上昇傾向となっております。なお、湾奥部のC類型の海域におきましては、年度の最小値は、貧酸素に対する耐性が高い水生生物が生息するのに必要とされております1リットル当たり2ミリグラムを下回っております。

次に、右の海岸の状況でございます。府域の海岸の多くは埋め立てが行われておりまして、自然海岸は1%と少ない状況です。このため、自然の浄化機能が低く、また海との触れ合いの場も少ないという状況でございます。

資料の左側にお戻りいただきまして、中ほどの枠囲み、ご検討いただきたい事項の主なものとして4点挙げております。初めに、環境保全の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像。この将来像の実現に向けた環境保全や再生の基本的な考え方、またそのための施策のあり方、さらに施策の進捗状況の点検のあり方などというものでございます。また、ご検討いただく際の主な観点といたしまして、諮問の趣旨をご説明した際にございました湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理や底質環境の改善などといった

水質の保全と管理の観点、また沿岸域の環境の保全だけでなく、再生や創出といった観点があるかと考えております。

最後に、検討スケジュールでございますが、事務局といたしましては、専門的な検討をお願いするために部会を設置していただきまして、ご検討いただけたらと考えております。

ご検討いただく内容も幅広いものになろうかと存じますので、1年程度ご検討いただきまして、できましたら、来年春にご答申をいただければと考えております。

その後、府のほうで計画案を作成いたしまして、所要の経路を経て、来年秋ごろをめどに計画を変更したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、何かご意見あるいはご質問。先生どうぞ。

針原委員 弁護士会の針原です。何度もすいません。

豊かな瀬戸内海というテーマがあるんですが、これにはいわゆる景観というものを含んでいますかという質問です。もし景観を含んでいなければ、自然海岸の再生を含めた瀬戸内海の景観という問題も含めて考えていただければいいというのは意見です。よろしく申し上げます。

奥野会長 これについていかがですか。

片山環境保全課長 今ご指摘のありました景観につきましては、現計画でも柱立てとしてございますし、変更された計画におきましても、その観点というものは含まれております。

奥野会長 じゃ、包括的にかなり広くということ。

ほかに何かご指摘、ご意見。はい、先生。

永野委員 永野です。

COD、窒素、りんが削減されることが水質の改善というふうには書かれているんですけども、窒素、りんが減ることが水産資源にどんな影響があるのかというのは諸説あるように聞いたんですけども、これについて、減るほうがいいんか、増えるほうがいいんかということについて、定説というか、どっち

のほうがいいというのが決まっているのかということ。

あと、瀬戸内海を囲む都道府県がこれについて共通性を持って進んでいるのか、それについてちょっとお伺いしたいんですけれども。

片山環境保全課長 大阪湾の状況で申し上げますと、先ほどご説明申し上げましたとおり、湾の水域によって、栄養塩の濃度レベルというのはかなり異なってきました。実際問題、湾奥部ですと富栄養の状況にあって、夏季を中心に赤潮なり貧酸素水塊が発生するということで、一般的にはそういったものというのは養殖漁業であるとか、それ以外でも、魚類にとってダメージになると考えられます。一方、湾の入り口に近いところでは水質が比較的低いということでもありますけれども、どういった水産資源の確保を目指すのかによりまして望ましい水質のレベルというのがそれぞれ異なっているだろうということですが、実際問題、どういったレベルが、魚種なり、ノリの養殖であるとか、そういったものに最適かというのは、まだ解明がなされていないというのが実情かと思えます。国のほうでも、今年度から、その適正な栄養塩類の管理のあり方について検討に着手したところでもございまして、大阪府もそれに参画して、鋭意検討を進めていくということでもございます。

それから、2点目ですが、瀬戸内海のは13府県、大阪府を含めまして、基本的に今年度いっぱい、審議会でのご検討をいただきまして、来年秋ごろをめどに一斉に変更するというところで、相互に連携をしながら、足並みをそろえて検討、策定してまいるという予定でもございます。

奥野会長 よろしいでしょうか。

ほかにご指摘、ご質問ございませんですか。よろしいですかね。

これも先ほどと一緒に、政策が少し変わってくるという、これは、次10年考えてと言ったから5年より長いんですけど、5年か10年ぐらい前は、我々学会の中でも豊かなという言葉を使っていませんでした。きれいにするという言葉を使っていたんです。つまり、そのときは、あまりにもひどい水質だったんですよ。言葉が変わって豊かなという言葉になったんです。それは、先ほど先生が指摘していただいたように、水質だけではなくて、景観も漁業資源もちゃんとやりましょうと、こういうふうに学会も業者もみんななってきたんですけど、大阪湾はまだちょっと引きずってしまっていて、これ、右のほうは全部水質

の絵しか描いてないので、きっと指摘があるかもしれませんが、私はあらかじめ言っておいたんですけど、そういうニュアンスがありますね。

ですから、国の施策で2月に出ているのは豊かな瀬戸内海ということで各都道府県が考えてくださいということになっていますので、その中で大阪府も動かないといけないということになります。ちょっと私が専門なので、そういう印象を強く持っております。学会としては非常に難しいんですが、豊かな瀬戸内海を目指す、そういう中で大阪府の責任を果たしていくと、そういうことでございます。それに対して、政策的にどうしていくかというのも、やはり先ほどと一緒に、専門部会を設けて、そこで議論していただいて、それを皆さんにお話しして議論していただくという形をとりたいと思いますので、先ほどと同じように、ちょっと委員の人数が違うような文案になっていますが、どういう委員会、部会を持つかということをちょっと簡単に説明していただけますか。

片山環境保全課長 それでは、資料2-3をごらんください。

第1の趣旨のところは先ほどご説明いたしましたとおりでございます。部会の名称は瀬戸内海環境保全計画部会とさせていただきます。

第2の組織のところ、(1)の①でございますが、本審議会の委員の中から2名程度、それから②のそれ以外の専門の委員の方が3名程度の部会をお願いしたいと考えております。

そのほか、第3、第4につきましては、先ほどの循環型社会推進計画部会の要領(案)と同じでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

奥野会長 先ほどの廃棄物より少し少なくてもいいけど専門的にいきましょうというニュアンスになっていますが、この要領とやり方についてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 ありがとうございます。じゃ、そういうふうに進めさせていただきます。先ほどと同じように、委員については私と事務局のほうで選定してお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、3番目に参りましょう。

リサイクル製品認定制度のあり方。前の審議会でも少し問題になっているん

ですけれども、リサイクル製品認定制度のあり方についてご審議いただきたいと思っております。

これについて、いろいろ検討していただいておりますとのことです。部長のほうからご説明をよろしく申し上げます。

福岡委員 リサイクル製品認定部会部会長の福岡です。よろしくお願いいたします。

平成26年9月12日に開催されました第50回の環境審議会にて知事からの諮問を受けまして、リサイクル製品認定制度のあり方について、4回ほど部会を行い、審議してまいりました。その検討を取りまとめまして部会報告を作成いたしましたので、それをご報告して本審議会にて審議をお願いしたいと思っております。

お手元の資料3-1、3-2が関連資料になっております。A4のホチキスどめの資料3-2が検討してまいりまして、作成した報告の本文なんですけれども、時間の都合もありますし、A3横1枚の資料3-1がその報告をさらに要約したものとなっておりますので、こちらのほうで説明させていただきます。

まず、左上の1番、大阪府リサイクル製品認定制度の経緯についてご説明いたします。

1. 制度の概要の中の目的にありますように、環境の負荷が少ない循環型社会の構築等を目的として創設されました。これは、平成16年度に大阪府循環型社会形成推進条例ができて、その内容を実現するために制度を設けたということで、平成16年度に最初の認定をして、それ以降、毎年度6月と11月の2回、製品を募集して認定を行っています。認定期間は3年で、期間が切れましたら、また申請していただくということになっております。平成22年度からは、1申請当たり1万8,000円の手数料を徴収してございまして、それまでは無料で認定してございました。認定対象製品は、府内で発生する循環資源を使用して、日本国内のプラントで生産された製品ということでやっております。

次に2番、認定等の現況についてです。後ほど報告の際に、最終の認定のことを報告させていただくことになっておりますけれども、現在は、認定は276製品しております。そのうちの73%が土木・建築資材、残りの27%が日用品・事務用品となっております。大阪府のほうで平成24年2月にアンケー

ト調査を実施されていまして、認定制度に関する府民の意識は、知っているというお答え、認知しているのが4%ということでしたが、ぜひ買いたいという意見は94%あったという、かなり残念な結果になっていました。認定を受けている事業者に対しての調査では、85%が制度が必要であるというお答えがありました。

次に、その下ですが、「2見直しにあたっての基本的な考え方」について説明します。

「1. 目指すべき「質の高いリサイクル」について」で、大阪府循環型社会推進計画。これは、先ほど制定について諮問があったものの現行の計画です。その中では、リサイクルの質の確保と向上の観点から、使用済み品を製品の素材へリサイクルするなど、繰り返しリサイクルが可能な、より質の高いリサイクルを優先することを基本方針とされています。そういう計画内容を踏まえて考えていくということが基本的な考え方となります。

その右側の図2をごらんください。一般的なリサイクル品は、循環資源を素材として製造されたもので、図2の③から①の流れを強化する、再生事業者から生産者へ行って消費者へ行くと、この流れで手元に製品が届くというのを強化することに着目して運用されているもの。それに対しまして、「より質の高い」ということでは、③から①に加えて、消費者が使用した使用済みの製品をさらに素材として繰り返し使用するというので、より一層、④の天然資源の投入とか⑤の焼却等の最終処分、⑥の燃料化・サーマルリサイクルの流れを減らすということをやっつけていこうというのが「より質の高いリサイクル」ということになります。

次に、2番、認定制度の課題と見直しの基本的な考え方ということで、我々が整理したものについて示します。

左側が「認定制度の課題」、右側の網かけで示している矢印の後ろ側ですが、網かけが「見直しの基本的な考え方」となっています。1つ目の課題なんですが、より質の高いリサイクルを推進する必要があるものの、現在の認定製品には繰り返しリサイクルされているものが少ないということです。2つ目の課題は、制度や対象品目等について、点検・評価や見直しがほとんど行われていないということがあります。この2つの課題を受けて、矢印の右側、網かけのと

ころですが、1番上、見直しの考え方として、繰り返しリサイクルされている製品を認定するための新たなスキームを設けることが必要であると考えました。

次に、また左側に戻りまして、3つ目の課題で、販売実態や実績がない認定製品があったということがありました。先ほどの2つ目の課題もあわせて、次の見直しの考え方、網かけのところで、リサイクルに関する施策等の現状を踏まえ、回収・リサイクル・製品利用を促進する仕組みや、実際のリサイクル製品の利用の状況により、対象製品を見直すことが望ましいと考えました。

4つ目の課題については、認定製品は、府民に身近な日用品などが少ないというようなことを課題として確認しました。あと、一番下で、事業者の中には、認定を品質の保証として活用している例があるということも課題として認識しました。それに対して、右側、網かけのところで、府民に身近なリサイクル製品については、普及・PRの取組みをさらに強めるとともに、認定制度の趣旨を周知する必要があるということを考えてしました。

以上の点で、次、資料の右ページの説明になりますけれども、「3.リサイクル製品認定制度の今後のあり方」ということで、「1.認定制度のスキームの変更」として、繰り返しリサイクルされている製品を認定するために、新たなスキームを設けて2段階の認定とすることが必要ではないかと。それから、使用済み品がマテリアルリサイクルになじまない。これは、例えば土壤改良材とかトイレットペーパーとか、使った後でもう一回、回収してということが現実的ではないようなものですが、それについても、引き続き認定の対象とする。けれども、その上にもう1段階、より進んだ、より質の高いリサイクルというのを考えるということです。

「2.対象製品の見直しの考え方」ということで、繰り返しリサイクルされている製品というのはどういうものか。質の高いリサイクルということなんが、使用済み品を生産者がみずから回収しリサイクルする。または、使用済み品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高い、こういうものを繰り返しリサイクルされているということで認定してはどうかと考えました。

それで、現在の対象製品の見直しの考え方についても、法令等によって、リサイクルの義務づけ、促進の仕組みがあるもの、それからリサイクルによって

生産された製品の利用促進の仕組みが既にあるものについては、製品の実際の利用状況を確認した上で、本認定制度で支援をずっとし続けるのではなくて、もうちょっと選択と集中ということで、より繰り返しリサイクルされるように、あるいは、まだされていないものに対して促進できるようにということを考えたいということになりました。

モデルケースとして、再生舗装材のことなども検討しております。

このような内容につきましては、図3に示しております。ちょっと時間の都合で説明は割愛させていただきますけれども、図の右側のほうに、「(仮称)プレミアム認定製品」と書いています。これはもっといい名称があるといいなど、まだ考えている途中ですが、今後、そういう2段階で認定を考えてはどうかということですか。

その下、3番、普及・PRの取組みの推進ということで、府民に対して、イベントで製品のPRをするなど、そういうことも重要であるということ。

それから、4番で認定制度の点検・評価として、やはり認定事業者に販売実績などをちゃんと報告してもらって、ほんとうに実際にリサイクルが進んでいるかというのを確認するということが必要であるというふうに考えました。今回の検討は、前提としまして、府の条例とか現行の循環型社会の計画を踏まえると、その枠組みというのがありましたので、その辺を踏まえたんですけども、ですから、それに沿わない、条例にはリユース品のことなんかは書いてないものですから、それに関しましても、例えば府民から推薦された製品を認定したいとか、リユース品も認定してはどうかとか、それから環境教育の取組みもちょっと進めたらどうかとかいうことも本編には書き込んでおります。今、ごらんいただいているA3の資料にはちょっと記載はありませんけれども、そういう条例、計画の枠を超えたことについて、少しだけ言及させていただきました。

以上で、部会の報告の概要についての説明を終わらせていただきます。現在は、平成27年度第1回の製品認定の受付の、ちょうどその期間になっております。今回審議いただきまして、このあり方の答申が出ましたら、今年の第2回の製品認定からこの内容を反映したいと考えております。

以上です。ご審議お願いいたします。

奥野会長 どうもありがとうございました。

これは、昨年にこういう形で部会を設けて、先生を中心に精力的にここまでまとめていただいたこととございます。先生をはじめ部会の皆様にお礼申し上げます。

では、ただいまの説明に対しましてご質問はあるいはご意見、コメントございませんでしょうか。はい、どうぞ。

矢野委員 教えていただきたいんですが、ガラス瓶のリサイクル率で、無色と茶色の瓶は96%以上の高い割合のリサイクル率なんですが、ほかの色では低いというのは何か理由があるんでしょうか。

福岡委員 再生する際に、無色の瓶はいろいろな使えるんですけども、一旦色がついた瓶はその色にしか戻せないということがありますので、その後々の用途の違いとか、あといろんな色が交ざりましたらもう使えないというようなことがあります。ただ、今でしたらワインの瓶とかが多くて、それはちょっとなかなか再生ができないですね。日本国内では、あまり緑色というのは用途がないです。

奥野会長 用途があるかないかでも違うんですね。

ほかにございませんですか、何かご質問。よろしいでしょうかね。

永野委員 永野です。

意見なんですけれども、より質の高いリサイクルとか、そういうことがいいのかなということで考えていただいている、あと最初、認定の状況の中で、府民の認知度が4%で、でもその4%の中では非常に高い評価とかいうことだったので……。 「ぜひ買いたい」が94%ですよ。

福岡委員 「ぜひ買いたい」は、全体の中の割合です。認知がない方も含めて。

永野委員 そういうことか。

奥野会長 それで、矛盾していると先生がおっしゃったんですね。やり方によっては可能性があるということですよ、多分ね。

永野委員 ですね。残念だけでも可能性があるということですか。

奥野会長 そうです。残念だけど、府が一生懸命やっていることがみんなには知られていないという、非常に行政的な厳しいところがあって。でも、何かみんなの意識としてはいい線いっているのかもしれないですよ。

福岡委員　　そういうものがあるんだったら買いたいということなんですけど、
現実には一般消費者が気軽に使えるようなものが少ないという感じです。

奥野会長　　それもありますね。後で、実は現制度での報告が出てくるんですけど、そこを見ていただいたらわかりますけど、製品はすぐ私が買うようなものはあんまりないんですね。だから、今、そういう問題のほうが大きいかもしれませんね。

永野委員　　あともう1つなんですけども、リサイクルの品物のほうが物がいいというものもあるんですか。

福岡委員　　あるかもしれないんですけども、その辺も課題になっておりました、品質を保証しているわけではない、リサイクルをしましたということを認定しているのに、あたかも物がいいことを保証したように誤解を受けると。当然、例えばトイレットペーパーでも、バージンパルプのものとリサイクルのもので、品質でしたらリサイクルのほうがちょっと劣るというようなことはあります。

永野委員　　ありがとうございます。

奥野会長　　はい、どうぞ。

うらべ委員　　大阪府議会のうらべです。

この認定マークなんですけれども、認定をされているうちの土木・建築資材が約73%ということと、その認定業者の85%が「販売に欠かせない」または「あったほうがよい」としているということなんですけれども、これ、認定マークをとったことで85%の欠かせないという方々は、今、どういったメリットがあるのかということと、それが建築・土木に偏るということは、何かその人たちが一番メリットを受けやすいという制度なのか、そのあたりをちょっと教えていただければと思うんですけれども。

福岡委員　　例えば、資材を購入するときに、例えば透水性舗装の材料だとか、そういうので認定されていますとされていまして、営業活動されるときに、されているほうが有利だというようなことだったりするのかなと思いますけれども。

うらべ委員　　これ、イメージ的にいいということで、大阪府が、特に例えば大阪府の公共事業のときに認定マークがあるなしでポイントが加算されるとか、

そういうことは特にないですかね、現状は。

奥野会長 それは事務局のほうがあれですね。具体的にメリットというか。

西村資源循環課長 メリットというか、認定製品につきましては、大阪府のグリーン調達方針というものがございます。これは、国で言いますとグリーン調達法でございまして、大阪府の場合ですと、物品等を選択する際に、これにつきましては優先的に調達するものと規定されているところでございます。そういう意味におきましては、調達のときの優位性というものを大阪府のほうでも規定をさせていただいているというところでございます。

うらべ委員 ありがとうございます。

そういうことでしたら、おそらく建築資材等がメリットがあるということだと思えるんですけども……。

福岡委員 ちょっと1つよろしいですか。本制度は大阪府で発生したものをということで認定しているんですけども、その認定をとらなくても、同等の価値はある、要するに、再生品を使ってやっていますよという、例えば東京都で発生したものを製品にして持ってきて同等の価値のものがありますので、その辺はおそらくどちらでも、大阪府のグリーン調達するときにはオーケーだと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

西村資源循環課長 基本的には、国が定めましたグリーン調達法等に基づいて府のグリーン調達法も改定しているところでございますので、そういった製品でございましたら、府の調達のほうでは同一の取り扱いという形になろうかと思っています。

うらべ委員 ありがとうございます。でしたら、建築・土木以外の広がりによく分野等も含めて、何かこのマークがあることによってメリットがあるということをしていただければなという意見です。

奥野会長 そうですね、私も同じ意見です。前もちょっとお話ししたんですけど、こういうのをするんだったら、やっぱり政策誘導的に何かもうちょっと進むといいけど、このままだったら府民にはなかなか広がらないねというのが前もここで話したんですけど、ちょっとそういう状況にありますね。今、先生方がこの報告書をつくってくださっていますので、もう少し進めばいいなというふうに。

ほかにございませんか。はい、先生どうぞ。

中司委員 中司ですが、普及のための環境教育というのは非常に大事だと思いまして、最後のところに、あわせて取り組むべき事項として挙げていただいておりますが、環境教育を進めることによって、また普及がさらに進んでいくと思っておりますが、実際に環境教育として取り組んでおられる事例があるのかどうか、あればお示しいただきたいのと、具体的に、あとこの計画ではないですけれども、そういうことで何か考えておられることがあるのかということ。

それから、リユースのほうもやはり対象としていくべきであるという意見もいただいておりますが、これも非常に前向きに考えていただければと思っております。

奥野会長 先生、ちょっと一言いいですか。

福岡委員 環境教育とかに関してはちょっと事務局のほうで、府でやっておられることなので。

奥野会長 じゃ、府のほうから。

石神エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の石神でございます。

環境教育というご質問でございますので、エネルギー政策課のほうからお答えさせていただきます。

環境教育、特に家庭でのエネルギー消費量が非常に多うございまして、小さいうちから環境の大切さというのは教えていく必要があるということで、大阪府の取り組みといたしましては、今年度の新たな取り組みといたしまして、小学校5年生向けに環境の副教材をつくりまして、小学校の全校に配布したということもございまして、あるいは自治会とかそういうところにも出向きまして、出前講座ということで、環境の大切さを訴えていくという地道な活動を行っております。

奥野会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんですか。よろしいでしょうかね。

報告書をつくっていただいて、本案を審議会の答申ということにしたいので、今のいろいろ指摘、あるいはご意見・ご質問は、この報告書をちょっと直してというところには行ってないように思いますので、報告書としては、これをもって本審議会の答申にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 じゃ、いろいろご指摘いただいたり意見をいただいたことについて、報告書にかなり書いていることもございますので、これをもって本審議会の答申にさせていただきます。どうもありがとうございました。

今後のスケジュールについて、ちょっとアナウンスしておくべきですかね。

西村資源循環課長 ご審議ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明申し上げます。

今回の答申の内容を踏まえまして、製品認定のための品目でございますとか、また基準などにつきまして規定しました大阪府リサイクル製品認定要領につきまして、大阪府のほうで改正(案)を作成したいと思っております。その改正(案)につきまして、また改めて部会のほうでご検討いただいた上で、11月に実施します次回の製品募集から改正後の制度にて運用をしていきたいという予定でございます。

スケジュールにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

奥野会長 ありがとうございました。

それでは、この件に関しましてはここで終わりたいと思います。

次は、温暖化対策部会運営要領の改正でございますが、これはちょっと、ここを少し変えたいということなので、あんまり大きな問題ではないとは思いますが、これは水野先生のほうから。

水野会長代理 水野でございます。

それでは、資料4をごらんいただきまして、そこには環境審議会温暖化対策部会の運営要領の新旧対照表が書いてあります。改正をお願いしたいというのは、第2、所掌事項等の(1)「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進行管理に関する事」と、これが古い要領でございますが、それに下線部を加えさせていただいて、「及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理に関する事」を所掌するんだと変えさせていただきたいという案件でございます。

少し背景をご説明いたしますが、昨年5月の環境審議会で大阪府のほうから今後の温暖化対策についてという諮問がありまして、温暖化部会で大阪府の地球温暖化対策、ヒートアイランド対策につきまして、5回ほどの審議を行いました。

した。部会の審議の中で、温暖化対策には、地球の温暖化の抑制とヒートアイランドの抑制の双方に効果のあるものとか関係があるものがあるという意見が複数ありましたので、11月の答申には地球温暖化対策実行計画だけではなく、ヒートアイランド対策推進計画の進行管理についても温暖化対策部会で点検・評価すべきであると答申に盛り込ませていただきました。これを受けて府のほうは、ヒートアイランド対策の進行管理を当審議会温暖化対策部会で点検・評価することといたしまして、今年3月に作成されましたおおさかヒートアイランド対策推進計画にその旨を明記しております。このために、これを実行するために、大阪府環境審議会温暖化対策部会運営要領の所掌事項の(1)おおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理を追加するというを考えております。

そういう改正でございますので、どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

奥野会長 ありがとうございます。

ただいまの水野先生の説明に対しまして、ご質問あるいはコメントはございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

先生を中心に議論している温暖化対策の中で、大阪、こういう都市部がヒートアイランドということが非常に重要な項目で、難しいんですけども、そういうところで、でも今まで書いてあるところがヒートアイランドはプラスアルファみたいな扱いになっている。それを、ヒートアイランドというのをちゃんと入れましょうというのが部会からの意見ですので、問題ないかと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 じゃ、温暖化対策運営部会の要領を提案のとおり改正することにさせていただきますと思います。ありがとうございます。

それでは、次は報告事項がずっと続きます。報告事項に移らせていただきます。7件ございます。

最初の項目は、毎回これが出るんですけども、温泉法に基づく許可について、これは益田先生でしたかね。

益田委員 益田でございます。

では、温泉部会の報告をさせていただきます。

温泉部会を平成27年2月19日に開催いたしました。その結果について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料5をごらんいただきたいと存じます。

平成26年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉動力装置許可申請1件につきまして審議いたしました。これは資料5の裏面にございます。

申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

今回は1件ということですが、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次の報告は、27年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画、いつも計画を出していただくんですが、それにつきまして、池先生からお願いいたします。

池委員 それでは、今ありましたように、平成27年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画についてのご報告でございます。水質部会の部会長の池でございます。よろしく申し上げます。

資料6-1をごらんいただきまして、これに従って説明させていただきます。

ここにありますように、平成27年1月14日付で知事から諮問されましたので、それについて、同日付で答申を行いました。その審議の結果としてご報告差し上げます。なお、大阪府環境審議会条例と大阪府環境審議会水質部会運営要領の規定によりまして、部会の決議が本審議会の決議となっておりますことを申し添えます。

それでは資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。この説明をさせていただきます。

まず、1ですけれども、平成27年度の測定計画作成の主な検討事項でござ

います。①につきましては、公共用水域につきましては、毎年、過去の汚染物質の検出状況等に応じまして、健康項目などの水質測定項目の測定回数、あるいは測定地点の効率化、あるいは重点化を行うようにしてございます。今回もこの考え方に従いまして、地点と回数を見直しを行いました。具体的には、測定地点ごとに過去5年間にさかのぼりまして水質測定データを検証いたしまして、過去の検出状況、あるいは利水の状況、それから発生源の有無なんかを考慮いたしまして、27年度の測定地点と回数を設定しております。

それから、②のほうですけれども、環境省告示の改正を受けての変更点がございました。これは、水質環境基準の測定方法等が変更されたために告示の改正内容を反映するという作業でございます。

以上のような検討を踏まえまして測定計画を策定いたしました。その内容が、この資料の2、3にございます。公共用水域、地下水とも毎回やっておりますけれども、大きな変更はございません。

まず、2につきましては、公共用水域の測定地点は、河川は利水状況を考慮しつつ、海域は地形、潮流等を考慮して汚染状況を総合的に把握できるように設定したものでございます。また、環境基準の達成状況を評価するため、環境基準点に加えまして準基準点を追加してございます。結果として、平成27年度の測定地点数は100河川139地点及び海域が22地点となっております。地点の図は3ページのほうに場所を示してございますので、ごらんいただければと思います。それから、底質につきましては、測定地点数は河川が50地点、海域が15地点選定してございます。

それから、次に測定項目でございますけれども、人の健康の保護に関する環境基準項目などを4ページに示してございますけれども、表1がでございます。このとおり設定してございます。地点によって測定する項目数等は異なりますけれども、健康項目、生活環境項目等につきましては、河川は約90項目、海域は約60項目を測定することになってございます。それから、測定回数につきましては、5ページにございます表2のほうに示してございます。この表を原則といたしまして、測定地点ごとに過去の検出状況、それから利水状況等を考慮して設定を修正してございます。

2ページのほうにお戻りいただきまして、3の地下水についてでございます。

地下水の常時監視調査では3種類の調査を行います。①府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、それから、②概況調査等により新たに発見された汚染についての原因究明等のために行います汚染井戸周辺地区調査、それから③汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域の監視のための継続監視調査でございます。測定地点は、概況調査は毎年、地点の見直しを行います。それから、継続監視調査は地点の追加、終了があるために、地点数が変動いたします。平成27年度の概況調査は75地点、継続監視調査は138地点で実施することとしております。

測定項目につきましては、概況調査については環境基準項目であるカドミウム等28項目、それから気温等の一般項目が6項目でございます。それから、測定回数は、概況調査、継続監視調査につきましては各測定地点について、原則として年1回以上ということになってございます。

以上のとおり、水質部会における審議の結果、平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画は、冊子の資料6-2になってございます。こちらのほうに詳細を示してございますけれども、部会のほうでこれに従って27年度の水質の測定をするというぐあいに承認いたしました。

ちょっと先ほどの資料に戻っていただきまして、参考ながらですけれども、6ページのご説明を差し上げたいと思います。

これは、公共用水域におけるBOD濃度と環境基準の達成率の推移を示してございます。26年度の公共用水域と地下水の測定結果については、現在、大阪府において関係機関の調査分も含めまして取りまとめを行っている最中でございます。8月ごろに公表予定となっております。ここでは、25年度までのデータと、それから現在まで出てきております26年度の速報値を加味して河川水質の概況を示しております。

まず、(1)ですけれども、主要河川のBODの推移ですが、参考図1に大阪府域の主要河川の淀川、神崎川、寝屋川、大和川、大津川について、河川の有機汚濁物質であるBODの経年変化を示しておりますけれども、40年間データがございますが、全ての主要河川のBODは下がってきておりまして、十分に改善が見られるという状況がおわかりいただけるかと思っております。

それから、(2)のほうには環境基準の達成率を書いておりますが、このよ

うに、現在、平成26年度の達成率は速報値でございますけども、90.1%となっております。これは参考で、こういう計画を通じましてしっかりとモニターして改善を把握しているという状況でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

奥野会長 ありがとうございます。

詳細なところで専門的に検討していただいているところですが、皆さんのほうから何かご質問あるいはコメントございませんですか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどちょっと言い忘れたかもしれないですけど、今、報告事項の(1)(2)(3)(4)は、各部会から報告が生まれて、この報告で特に問題がなければ、それは我々の審議会の報告と規定されておりますので、ただいまの池先生の説明で、これで27年度いきますよということも、審議会としての結論になります。

では、それをご承認いただいたということで、次の報告に参りますが、トリクロロエチレンに関する、これも池先生、お願いいたします。

池委員 では、引き続き水質部会のご報告をさせていただきます。

資料7-1と7-2を使ってご報告いたします。

これ、7-1にありますように、平成26年11月に環境基準がトリクロロエチレンについて見直されましたことに伴いまして、27年3月25日に知事から諮問がありまして、5月8日に答申を行いました。これについてご報告申し上げます。

ご報告については、資料7-2を使ってご報告申し上げます。

トリクロロエチレンに係る排水基準の見直しですけれども、1ですけれども、経緯といたしまして、平成26年11月に環境基準が改正されました。今年の3月25日に知事から諮問がありまして、3月25日、それから5月8日にこの件に関して水質部会を開催して審議を行いました。

トリクロロエチレンについてですけれども、2にありますように、現在の主要な用途は代替フロンガスの合成原料、それから機械部品や電子部品の脱脂洗浄等に使っております。また、健康影響といたしましては、神経、肝臓、腎臓に対する有害影響、あるいは発がん性が疑われるとされております。

それから、3に書いてございますが、現行の排水基準ですけれども、水質汚

濁防止法では、改正前の環境基準の10倍を排水基準としております。府では、上乗せ条例、それから生活環境保全条例によりまして、上水道水源地域では排水を排出する特定事業場及び条例の届出事業場に対して改正前の環境基準並みの排水基準を適用しているという状況でございます。それから、上水道水源地域以外の地域の届出事業場に対しては、法の排水基準と同じ排水基準を適用しております。

それから、4番目に府域の公共用水域におけるトリクロロエチレンの測定結果、汚染の現状ということですが、平成21年度から25年度における河川、海域の全測定地点で、厳しくなっている改正後の環境基準を既に下回っているという状況になってございます。

それから5番目、事業場の排水の実態ですが、トリクロロエチレンを使用している事業場は、今年の1月末現在で29事業場ございました。その取り扱いで区分を示してございますけれども、トリクロロエチレンを分析時の、化学分析するときの標準液として使う事業場とトリクロロエチレンを小分け、再生する作業を行う事業場ではいずれも定量下限値以下、検出されないという状況でございます。それから、トリクロロエチレンを脱脂洗浄剤として使用する事業場におきましては、排水の濃度が改正後の厳くなる環境基準の0.01mg/Lを上回るものがございますけれども、洗浄後に液切りを十分行うなどの措置を徹底するというのをいたしますと、この基準の達成は可能であると考えております。なお、この区分の事業場はいずれも上水道水源地域以外にあるということでございます。

最終的に、排水見直しに当たっての基本的考え方を6番に示してございますけれども、この基本的考え方、公共用水域における検出状況、それから事業場の排水の実態を踏まえまして、排水基準の見直し案を作成したということでございます。

資料右に移りまして、7という項目の(1)に排水基準の見直し案をまとめてございます。上水道水源地域については、法の特定事業場に対して上乗せ条例を適用いたしまして、今回、改正になった環境基準と同じ0.01mg/L以下とし、生活環境保全条例の届出事業に対しても0.01mg/L以下とすることといたします。それから、上水道水源地域以外の地域については、法の特

定事業場に対しては上乗せ条例を適用しないということにいたしまして、法で定める一律の排水基準が適用されることとなります。現在、国において、環境基準の10倍である0.1mg/L以下とすることを検討しておりますので、これが適用されることとなります。それから、その右のほうの条例による届出事業場に関しましては、表の右カラムですけれども、法の排水基準と同じ基準を適用するというぐあいに考えてございます。

それから、(2)の暫定排水基準ですけれども、事業場の排出水の実態から守れるということで、暫定排水基準を特に設けないことといたしました。

それから、(3)の排水基準の適用開始日ですけれども、これは上水道水源地域の排水基準については、水道水源保護の観点から、可能な限り早くということとでございます。それから、上水道水源地域以外の地域の条例の排水基準については、法に合わせて適用するというのが適当と判断いたしております。

それから、(4)既設事業場に対する周知期間の設定ですけれども、事業場の排水実態、現状でほぼ問題がないということとでございますので、また、対象となる事業場が限られており、個別に周知を図ることも可能ですので、周知期間を特に設けなくても支障はないというぐあいに判断しております。こういう見直し案を作成いたしました。

この見直し案につきまして、府民意見等を募集いたしまして、8にその結果がございます。1件の意見がありました。その内容は、トリクロロエチレンの使用実態を踏まえて、上水道水源地域以外の地域における条例の排水基準は法の排水基準と合わせるべきとのことでしたがこれは、もともとこの見直し案の趣旨とそごのあるものでございませぬので、特に案の修正は必要ないものと判断しました。

以上のように、トリクロロエチレンに係る排水基準につきまして、7に示しました案が適当であるとしまして、27年5月8日に知事に答申を行いました。

答申の概要は以上でございます。

本答申を踏まえまして、府におきましては、条例に基づく排水基準について改正が必要でございます。事務局のほうから、排水基準の改正手続の状況についても説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

片山環境保全課長　それでは、追加でお配りしております資料7-3、A4、
1枚物をごらんください。

ご答申を受けまして、トリクロロエチレンの排水基準の改正手続の状況についてご報告をいたします。

この表の中で、網かけ部がございます。これが、大阪府のほうで排水基準の改正を行う部分ということでございます。

まず、上の段の上水道水源地域でございますが、左側、法対象事業場につきましては、排水基準を0.01mg/L以下といたしました上乗せ条例の改正案がこの5月定例会で可決成立いたしましたので、6月16日付で公布・施行しております。その右側、条例対象事業場につきましては、同じ排水基準といたしまして、生活環境保全条例の施行規則を改正し、同じく6月16日付で施行しております。

下の段のその他の地域でございますが、左側、法対象事業場につきましては、国で省令改正の手続が進められており、今年度前半に施行される予定と聞いております。右側の条例対象事業場につきましては、国と同じ基準を適用するよう、生活環境保全条例の規則改正を行いまして、改正省令の施行日と同日に施行する予定としております。

以上でございます。

奥野会長　ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、あるいはコメントございませんでしょうか。

従来から、トリクロロエチレンに関しましては、大阪府のほうは結構厳しいことでずっとやってまいりましたので、これで問題ないでしょうかという答申でしたので、今、先生のほうは大丈夫ということですので、しかもこれで早くということですので、6月16日に施行していますし、国の省令と合わせてやるということですので、本審議会としての確認といえますか、これが決議になりますので、よろしく願いいたします。じゃ、ご承認いただいたということでありありがとうございます。

それでは、次は4番目、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2

期)について、野生部会からの報告、石井部会長のほうからお願いいたします。

石井委員 野生生物部会長の石井でございます。

ほんとうに大変長い表題の報告になっておりますけれども、この長い名前のところ、一言で説明しますと、昨年、鳥獣保護法が改正されました。この理由は、全国的にシカとかイノシシの農林業被害であったり生態系被害が増えているからなんですけれども、それに基づいております本府の鳥獣3計画についても変更しなければならなくなったということでございます。

それでは、資料8をごらんください。

大阪府環境審議会野生生物部会報告書となっておりますけれども、5月7日に開催されました大阪府環境審議会野生生物部会におきまして、知事からの諮問にありました大阪府鳥獣保護事業計画の変更、大阪府シカ保護管理計画の変更及び大阪府イノシシ保護管理計画の変更について審議を行いまして、同日付で大阪府環境審議会会長から知事宛て答申を行ったということでご報告いたします。

まず、資料なんですけれども、資料8の裏のところをごらんいただきますと、我々、省略して鳥獣3計画と言っているんですが、この策定(変更)についてということで、今般策定いたしました3つの計画について、計画の位置づけ、それから計画期間、それから検討経過を整理したものでございます。

資料8-1というのがついてはいますが、これが第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画の概要と本文、それから資料8-2ですけれども、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第3期)の概要と本文、そして資料8-3、これが大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)の概要と本文でございます。

それでは、資料8の裏のところを簡単にまとめてございますので、これに基づいて報告させていただきたいと思っております。

それぞれの計画の位置づけですけれども、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画というのは、都道府県の実施する鳥獣保護管理事業について、基本的な考え、あるいは施策のあり方を示すものでございまして、鳥獣保護管理法第3条に基づき、環境大臣が定める基本指針に沿って都道府県知事が策定する計画ということでございます。先ほど申し上げましたように、昨年の5月30日に鳥獣保護法の一部を改正する法律が公布されまして、今年の5月29日に施行さ

れたことに伴いまして、国の基本指針が変更されたことから、それに沿って、この計画の変更を行ったということでございます。11次計画なんですけれども、そこにありますように、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理することを基本理念とし、国の基本指針に沿って平成24年4月1日に策定されております。今般の法改正に伴いまして、農林水産業被害等が深刻化しているシカ、イノシシ等の野生鳥獣については、適切な生息数に減少させるよう管理するという必要が生じております。法の名称、目的について、管理が加わったということございまして、さらに保護と管理が明確に区分されたということです。それに伴って、第11次大阪府鳥獣保護事業計画に管理という文言が加わって、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画に変更されたということです。計画の期間は平成24年4月1日から29年3月31日までの5カ年になっており、法施行日の平成27年5月29日付での変更となります。ちょっとこのところはややこしいんですけども、この11次計画自身はもう24年に動いているんですけども、この法改正、施行日に従って、先月の5月29日付で変更したという位置づけになります。

本計画については、国の基本指針が変更されたため、基本指針に沿って作成される都道府県の計画についても、現行事業計画の変更という扱いになります。変更に伴い、名称、文言の修正、図表、数値等の時点修正というのともあわせて行っております。

次に、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）でございますが、こちらも実は平成24年4月1日から動いているところなんですけども、都道府県において、その数が著しく増加している鳥獣が存在する場合に、長期的な観点から鳥獣の管理を行うため、鳥獣保護管理法第7条の2項に基づいて知事が策定するものでございます。

イノシシとシカのこの2つの計画につきましては、旧法、鳥獣保護法第7条に基づいて、平成24年4月1日に大阪府シカ保護管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）として策定しておりました。今般の法改正に伴いまして、農林水産業被害等が深刻化しているシカ、イノシシ等の野生鳥獣については、引き続き適正な管理を図り、総合的なシカ、イノシシ対策を

講じるため、旧計画の内容を引き継いで、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）というのを策定したということです。

計画の期間ですけれども、こちらのほうは、法施行日の平成27年5月29日に改めて策定したということにしておりまして、29年3月31日までの2カ年としております。この2計画については、新しい法律、鳥獣保護管理法第7条の2に基づき策定されることから、法律上の扱いは新規作成となりますが、計画の内容については旧法、鳥獣保護法第7条に基づき作成されたものの変更ということになっております。ですので、平成27年5月29日付で旧計画を変更して策定したという扱いになります。この2計画についても、先ほど説明した11次計画と同様、名称、文言の修正、図表、数値等の時点修正というのもあわせて行っております。

最後に、検討の経過ということなのですが、下のほうにございますが、シカ・イノシシ管理計画の策定に当たりましては、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図る必要があることから、大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会というのを開催しまして検討を重ねてまいりました。また、政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るため、府民の方々から広く意見を聞くパブリックコメントというのを平成27年3月2日から31日の期間に実施いたしました。これらの計画の策定につきましては、鳥獣保護管理法で審議会の意見を聞くこととされておりますことから、平成27年1月28日に諮問、それから審議ですね。それから、同年5月7日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催しまして、答申というのを得たものでございます。また、計画の策定について、大阪府公報で公表するとともに、環境大臣、関係機関への報告を実施の後、5月29日より新しい計画に基づく対策を実施しているということです。

以上で報告を終わらせていただきます。

奥野会長 詳細な説明、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問あるいはコメントはございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

保護と管理という言葉の使い方とか、やっぱり国に合わせて府も対応するということですなので、この件に関しましても、部会で既に決議していただい

ますが、特に問題がなければ、これが審議会の我々の決議ということになりますので、ご承認よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

もうちょっとあります。次は、大阪21世紀の新環境総合計画の見直しということで、これは事務局でしたか。すいません、コンパクトをお願いします。

馬場環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課長の馬場でございます。ご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の9-1と9-2、これを用いましてご説明をさせていただきます。

こちらなんです、昨年11月の本審議会からいただきましたご意見に基づきまして、この新環境総合計画を見直させていただきました。平成23年に策定いたしました環境総合計画におきましては、環境総合計画部会におきまして、主な事業の年度ごとの達成状況について点検を評価します毎年度のPDCAサイクルと、おおむね3年か4年ごとに複数年ごとでPDCAを回すPDCAサイクルの2つのサイクルを行いまして進行管理をやっていくということになっております。昨年度は複数年サイクルの年に当たっておりまして、平成23年度から平成25年度の施策と事業を対象といたしまして、本府が作成いたしました点検評価レポートに基づきまして、環境総合計画部会において評価・点検を行っていただいたところでございます。また、それにあわせまして、平成23年度の本審議会の答申に基づきまして、点検・評価レポートにつきましてはパブリックコメントを実施いたしまして、府民の方から意見を1件いただいたところでございます。

昨年11月の環境審議会では、この環境総合計画部会からの意見具申を踏まえまして、委員の方々から計画の一部の目標や施策や事業の展開や工程につきまして、国の施策等を踏まえて、同時にまた、施策効果がより高まるよう見直しを検討するようというご意見を賜ったところでございます。

また、低炭素・省エネルギー社会の構築、この分野につきましては、新たな計画との整合性を図ると、この2点をしっかりと見直すべきというご意見を大阪府にいただいたところでございます。この意見に基づきまして、資料9-1にありますとおり、計画の内容を見直しますので、ご説明させていただくというのが今回の趣旨でございます。

9-1、こちらのA4の縦をごらんくださいませ。

まず、各分野における目標につきまして見直しを行っております。分野が左側に書いてありますが、「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野におきましては、平成27年3月に策定いたしました大阪府地球温暖化対策実行計画との整合を図りまして、温室効果ガス排出量を2005年度比7%減という形で目標を見直しております。また、エコカーや太陽光発電の個別の目標につきましては、温暖化計画の中に記載されておりますことから、この環境総合計画の中では割愛することといたしました。

なお、中段の「資源循環型社会の構築」の分野におきましては、産業廃棄物の目標について、平成23年度の計画策定時には具体的な数字は2010年度の実績を踏まえて定めると書いておりますので、今回、これにつきましても記載したものでございます。

次に、下段、次の「全てのいのちが共生する社会の構築」の分野につきましては、生物多様性に関して、活動する府民を30%増加すると、このような目標が既に達成している指標であることから、適切な指標へと今回、見直させていただいたところでございます。

A4の資料の下のほうです。施策部分の見直しを行っております。低炭素・省エネルギー社会の構築の分野につきまして、【施策の方向】欄や【主な施策】欄を先ほど申しました温暖化計画に合わせ、見直しを実施しております。また、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」、この分野につきまして、平成27年3月に策定いたしましたおおさかヒートアイランド対策推進計画に合わせて内容を見直しております。

同時に、全体的な表現の見直し箇所といたしましては、記載のとおり、「環境と成長の両立に向けて」という表現を使っておりましたが、環境と経済成長が対立するというちょっと古い概念に基づくものであり、経済の成長を考えるに当たりましては、当然環境の観点は欠かせないものであるということから、「持続可能な環境・経済・社会の実現」という表現に、今回、改めさせていただいております。

その他、各分野のデータ及び工程表を時点修正させていただいております。

以上が計画の見直し内容となっております。お手元9-2、これにつきまして

しては、後ほどごらんいただくとともに、この資料の裏側に環境総合計画の分野構成を掲載しておりますので、こちらのほうも後ほどごらんくださいませ。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

この環境審議会でいろいろ出た意見をここに反映しているという報告でございますが、何か質問あるいはコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私も見ていますが、我々のここで出た意見はきっちり反映されていると思いますので、よろしく願いたします。

あともうちょっとだけあるんですが、(6)基金活用事業等の審査結果と次の(7)が、今いろいろ部会で検討していただいている結果ですので、こちらのほうを石川先生、願いたします。

石川委員 それでは、部会長にかわりまして、環境・みどり活動促進部会におけます平成26年度の審査・審議事項の結果についてご報告をいたします。なお、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議といたしました。

資料10をごらんくださいませ。

平成26年11月20日に開催された大阪府環境審議会において、第1回から第3回の審査・審議事項についてご報告させていただきましたが、その後、平成26年10月31日に第4回部会、12月4日に第5回部会、平成27年1月23日に第6回部会を開催いたしました。今後のみどりの基金の活用のあり方を検討するために、第4回では検討の方向性を確認し、第6回では今後の活用について、シンボルとなるみどりの拠点づくり、民間の行う緑化活動への支援、自然環境の保全と再生という視点から検討を始めました。みどりの基金の効果的な活用方法につきまして、過去の効果検証を行いながら、引き続き検討を行っていくことといたしました。また、第5回でおおさか優良緑化賞及び第6回でグリーンストリート支援事業の審査を行いましたので、ご報告いたします。

まず、おおさか優良緑化賞の審査結果についてご報告いたします。

おおさか優良緑化賞は、大阪府自然環境保全条例などに基づいてなされた緑化のうち、府内の都市環境の改善に貢献する緑化や建築物敷地内の魅力向上に

資する緑化、新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、すぐれた取り組みに対し検証するものです。今回、応募のあった11件について、緑量や周辺環境との調和、配置やデザイン性、維持管理など、7つの項目について審査を行いました。審査については、各委員の評価点の合計の平均点により順位づけを行いました。その後、上位6件を表彰対象として審議を行い、特にすぐれた取り組みが行われている施設として、資料10の表のとおり、中之島四季の丘・ダイビル本館、シティテラス今福鶴見、関西医科大学枚方キャンパス学舎の3件を大阪府知事賞、千里山団地、あべのハルカス、大正製薬関西支店の3件を奨励賞としました。受賞施設の詳細は、第8回おおさか優良緑化賞受賞事例集にまとめました。

続いて、グリーンストリート支援事業の審査結果についてご報告いたします。

グリーンストリート支援事業は、みどりの基金を活用し、みどりの風促進区域において、沿道の民間施設の緑化に取り組む府民を支援する事業です。第6回部会において申請のあった1件について、通行者の目に直接触れる植栽計画となっているかなど、6つの審査基準により審査を行いました。審査については、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採択しないこととしています。審査の結果、表のとおり、寝屋川市新宝町交差点での「みどりがあふれる交差点づくり」の事業計画内容は評価点の下限値以上であり、支援することが適当と認めました。

報告は以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。いわゆるみどりの基金と呼んでいるものの審査結果でございますが、この報告に関しましても、部会の決議が審議会の決議ということになります。皆さんのほうからご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

そうすると、似ているやつがもう1つあるんですが、さっきのリサイクル製品のところで、先ほど先生が質問していただいた企業とかが出てくるんですが、最後のリサイクル製品のこれは、先ほど答申した新制度ではなくて、今の制度で審査した結果するとうこうなるということで、福岡先生、お願いいたします。

福岡委員 リサイクル製品認定部会の福岡です。

最新のリサイクル製品認定結果を報告させていただきます。

資料 1 1 - 1 をごらんください。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日に 2 6 年度の第 5 回リサイクル製品認定部会を開催して、諮問がありましたリサイクル製品の認定について審議いたしました。この審議結果につきましても、部会の決議を環境審議会の決議とすることとなっておりますので、審議を行った 2 月 1 3 日付で審議会会長名で知事に答申を行っております。

裏面の資料 1 1 - 2 をごらんください。

今回、諮問がありましたのが、リサイクル製品 6 9 製品の認定です。この製品の内訳は、初めて申請があったものが 1 製品、それから 3 年間の認定期間が満了して再申請されたもの、それからこれまでの認定製品と同種の製品で、ちょっと材料の量が違うものなどを追加申請されたものを合わせて 6 8 製品、合計 6 9 製品の認定を行っております。これらのうち、既にエコマークをとっておられるものが 1 6 製品、それで再生材料を使用したプラスチック製品、タイムブロックが 1 4 製品ずつ、再生舗装材が 1 1 製品などとなっております、1 1 - 2 の別紙にこの 6 9 製品の製品名、申請者等の一覧をお示ししております。このようなものについての認定を行いました。

審議の結果、諮問のあったリサイクル製品については、全て認定することが適当と認められました。部会から審議会会長名で答申をしましたので、その答申を受けて大阪府で平成 2 7 年 3 月 1 日付でこれらの製品を認定して、現在の認定製品の総数が 2 7 6 製品となっております。

以上で報告を終わります。

奥野会長 ありがとうございます。

これが報告になりますので、先ほどのご質問について、見ていただいたら、いろいろ認定製品があつて、これはこういう傾向にあるというのが正しいのかなとは思いますが、何かご質問あるいはご指摘ございませんか。よろしいでしょうか。この制度を少し変えましょうというのが、先ほどの答申でしたので、もうちょっと深くといいますか、広くといいますか、前へ進むということになると思いますので、よろしく願いいたします。

これで、一応報告まで全部いきまして、ぎりぎりですね。その他というのがあと 2 件あるんですが、これは事務局のほうから続いてコンパクトにお願いします

れば一応終わりになるんですが、土砂のことと、水素ステーションのこと、続けてお願いします。

原森づくり課長 みどり推進室森づくり課の原でございます。

土砂の埋め立て等に関する条例につきましてご報告申し上げます。済みませんが、座って説明させていただきます。

土砂の埋め立て等の規定に関する条例でございますが、本審議会より答申をいただき、昨年12月26日に条例を公布いたしました。また、本年4月3日に施行規則を制定し、来る7月1日から本条例を施行するところでございます。現在、施行に先立ちまして、府民、事業者等を対象に説明会等を開催し、条例の普及・周知に努めているところでございます。本日、この条例の概要につきましてご報告させていただきます。

お手元資料12をお願いいたします。

1ページ目に主な規制項目を記載してございます。本条例では、3,000平米以上の土砂埋め立て等に許可が必要、また許可を得る前に周辺地域の住民への説明会の開催が必要としてございます。また、許可後につきましては、災害の防止と生活環境の保全のための措置、搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれのないことの確認、排水の水質検査などを義務づけてございます。また、土地所有者に対しても施工状況を定期的に確認していただくことなどを規定してございます。

このほか、本条例の特徴的な規定といたしまして、パンフレットの最後のページをごらんください。ここに、土砂搬入禁止区域の指定と記入がございまして、この規定は、埋め立て等を継続することにより、人の生命、財産などを害するおそれがあると認められる場合には、埋め立て等が行われる土地及び周辺の土地を土砂搬入禁止区域に指定し、新たな土砂の搬入をとめるものでございます。条例の規定に違反した場合には、最高2年以下の懲役または100万円以下の罰金といった罰則規定を設けております。今後は、土砂埋め立て等の適正化、不適正な埋め立て等の防止が図られるよう、本条例を適正に運用していきたいと存じております。

簡単ではございますが、以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

審議会ですらいろいろ議論してまいりました。事件が起きたといいますが、事故が起きたということから、かなりクイックリーに対応していただいたということで、特にご指摘、質問、よろしいでしょうか。

じゃ、続いて、最後の水素ステーションのこと、お知らせお願いいたします。

福山交通環境課長 環境管理室交通環境課の福山でございます。

最後の資料13、A4、1枚物でご説明させていただきます。座ってさせていただきます。

燃料電池自動車、FCVにつきましては、昨年末からトヨタ自動車がMIRAIの一般販売を開始したところでございます。FCVにつきましては、走行時の排出ガスがゼロでございまして、究極のエコカーとも言われておりまして、例えば先週土曜日にATCで南港エコフェスタを開催いたしましたけども、こちらに松井知事がMIRAIに乗って登場するなど、大阪府としても象徴的なエコカーとして啓発に取り組んでいるところでございます。このFCVの普及に不可欠なのが水素ステーションでございます。本年4月22日、大阪ガスが大阪府との共同事業として、茨木市の北大阪流通業務団地内の府有地を活用して、府内初の商用水素ステーションを開設いたしました。都市ガスを改質して水素をつくる、いわゆるオンサイト方式のステーションでございまして、ほかのオフサイト型のステーションですとか移動式のステーションにも水素を供給するという設備も有してございます。大阪府では、今年度、水素ステーションの安全性などを理解していただくために、市町村職員や府民、事業者向けに見学会などを開催する予定でございまして、FCV普及啓発の拠点としてまいりたいと考えております。

なお、資料の下の右側に円を描いてございますが、商工労働部の新エネルギー産業課が事務局を務めておりますおおさかFCV推進会議におきまして、本年1月、平成29年度までの3年間で府内9カ所の水素ステーションを整備目標とする計画を策定されたところでございます。

裏面をご覧くださいますと、ただいま、岩谷産業が関西国際空港の第2ターミナル近くで工事を既に始めております。また、森之宮の成人病センターと中央大通りを挟んだ向かい側になりますが、こちらでも計画をされておきまして、いずれも今年度中に完成する予定と聞いてございます。

以上でございます。

奥野会長 水素ステーションが広げられるということですが、何かコメントあるいはご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

かなりたくさんあったものをぎりぎりに進めさせていただきました。ご協力ありがとうございます。

少し延びてしまいましたが、本日予定しておりました審議事項は終わりですので、事務局に返します。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境政策監の竹柴から挨拶申し上げます。

竹柴環境政策監 環境政策監の竹柴でございます。

数多くの議事につきまして、集中的にご審議をいただき、ありがとうございました。本日、答申をいただきましたリサイクル製品認定制度のあり方につきましては、答申を踏まえまして制度を再構築の上、より質の高いリサイクルを目指してまいりたいと考えております。

本日、貴重なご意見をさまざま頂戴いたしましたが、今後の環境行政に生かしてまいりたいと存じておりますので、今後ともご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前を記入いただきました出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

— 了 —